

「群馬県再犯防止推進計画（仮称）」素案の概要

人権男女・多文化共生課

1 計画策定の趣旨

（国）再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）を踏まえ、本県における再犯の防止等の施策の現状を考慮し、今後に向けた基本的な方向性や県の取組等を定め、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進できるよう計画を策定します。

2 計画の位置付け

- （1）「再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）」及び「（国）再犯防止推進計画」を踏まえた計画
- （2）「第 1 5 次群馬県総合計画」及び「群馬県生活安心いきいきプラン」の個別基本計画

3 計画期間

平成 3 1 年度～ 3 5 年度（5 年間）

4 計画目標

犯罪や非行をした人たちが、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援することにより、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

5 基本方針

- （1）3つの基本方針
 - ①国及び民間団体等との緊密な連携の強化
 - ②分かりやすく効果的な広報等による、再犯の防止等に関する取組への県民の理解と関心の醸成
 - ③地域の状況及び社会情勢等に応じた効果的な施策の実施
- （2）6つの重点課題
 - ①国・民間団体等との連携強化への取組
 - ②民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進のための取組
 - ③就労・住居の確保への取組
 - ④保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組
 - ⑤学校等における修学支援の実施等への取組
 - ⑥犯罪や非行をした人たちの特性に応じた効果的な支援等の実施への取組

6 重点施策

本計画では、重点的に取り組むべき施策を次のとおり設定します。

- （1）ネットワーク会議を設置し、支援に関係する機関・団体等の連携を強化します。
- （2）県広報媒体の活用や講演会・映画の上映等を通じた広報啓発活動を行い、県民理解の増進に努めます。
- （3）助言や情報提供を行う等して、市町村再犯防止推進計画策定の促進を図ります。
- （4）国や市町村・民間団体と協力し、再犯防止という新たな視点で、犯罪や非行をした人たちの社会復帰に向けた切れ目のない支援を実施します。

7 今後のスケジュール

- ・平成31年 2 月：第 4 回群馬県再犯防止推進連絡会議開催
- ・平成31年 2 月～ 3 月：平成31年第 1 回定例県議会における審議
- ・平成31年 3 月：計画決定